

CO₂削減効果を持つ環境に

やさしい住宅の普及推進

岩手県（人口 139万人）

概要

住宅に係るCO₂排出削減対策を推進するため、一定の技術基準等を満たす環境共生住宅の新築に対して補助を実施。あわせて、技術基準を満たしたモデル住宅を建設・展示し、環境共生住宅の普及等を図っている。

また、県産木材を利用した住宅の建設や住宅への新エネルギー機器の導入に対して補助制度を設け、環境にやさしい住宅の普及促進施策を総合的に実施している。

背景

岩手県は、総合計画（平成11年策定）において、「環境共生」を目標のひとつに掲げており、部門計画（住宅・土木基本計画）において「環境共生、美しい県土」の実現を目指している。

また、知事のマニフェストを政策化した「誇れるいわて40の政策」では、「環境首都を目指す環境先進県」を重点施策として位置づけ、その具体的な政策として住宅の省エネルギー化、新エネルギーの導入等を推進している。

いわて環境共生住宅普及促進事業

1. 概要

CO₂排出抑制効果を持つ高断熱化仕様（次世代省エネルギー基準）を採用した住宅、または、一定量のCO₂の削減が推計される住宅の新築に対して補助を実施している。

2. 要件等

【要件】

「いわて環境共生住宅技術基準」に適合する新築住宅で、次の 及び を満たすこと

次世代省エネルギー基準を満たす住宅、または県が指定する計算方法により一定以上のライフサイクル二酸化炭素量を削減する効果のある住宅

延べ面積が80㎡以上280㎡以下である戸建住宅（延べ面積の2分の1以上が住宅専用である併用住宅を含む。建売住宅は除く）

【補助額】

10万円（定額） / 1戸

3. いわて環境共生住宅技術基準

【必須要件】

省エネルギー（断熱・気密）性能
耐久性

立地環境への配慮（水・緑・まちなみ）

健康・快適への配慮（バリアフリー・ホルムアルデヒド対策）

【推奨要件】

地球環境の保全、周辺環境との調和、居住環境の健康・快適性 等の条件から選択

4. 環境共生モデル住宅

岩手県住宅供給公社がモデル住宅（いわて・環境共生住宅「地熱利用の家」）を建設し、「いわて環境共生住宅技術基準」の普及と、良質な住宅を取得する上で必要な知識や情報を実際のモデル住宅の展示を通して提供する。（H19年3月で公開終了）



【地熱利用の家】

5. 活用制度

地域住宅交付金（提案事業）

...いわて環境共生住宅普及促進事業

木の香る環境共生住宅促進事業

1. 概要

「いわて環境共生住宅技術基準」に適合し、県産木材を使用した住宅の建設に対して補助を実施している。

2. 要件等

【要件】

次の を満たすこと

県産木材（岩手県産材証明制度または森林認証制度により認証を受けた木材）を1戸当たり10㎡以上使用する住宅
延べ面積が80㎡以上280㎡以下である戸建住宅

【補助額】

県産木材使用量 1㎡あたり2万円を乗じて得た額に相当する以内の額。（上限は40万円）

クリーンエネルギー導入促進事業

1. 概要

住宅用新エネルギー機器を導入する住宅に対して補助を実施している。

2. 要件等

【要件】

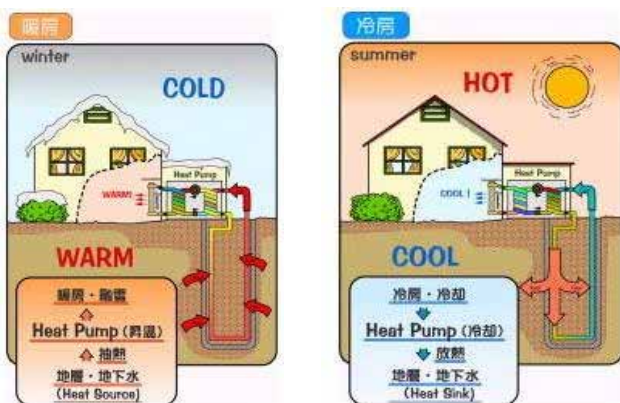
次の 及び を満たすこと

県内に居住し、または居住するための新築または既存の戸建住宅であって、延べ面積が80㎡以上280㎡以下である住宅に、未使用の新エネルギー機器を導入すること

導入する新エネルギー機器が、太陽光発電システムまたは地中熱利用ヒートポンプシステムであること

【補助額】

5万円（定額）/1システム



【地中熱利用ヒートポンプシステムのイメージ図】

実績・評価

【実績】

いわて環境共生住宅普及促進事業

- ・平成15年度 42戸
- ・平成16年度 140戸
- ・平成17年度 155戸

木の香る環境共生住宅促進事業

- ・平成15年度 32戸
- ・平成16年度 69戸
- ・平成17年度 51戸

クリーンエネルギー導入促進事業

- ・平成15年度 148件
- ・平成16年度 123件
- ・平成17年度 127件

【評価】

H15～H17年度の3年間のプロジェクトとして事業を実施。いわて環境共生住宅技術基準の普及に大きく貢献した。特に県産木材利用については、これを機に多くのハウスメーカー等が県産木材を利用するようになった。また県民の意識についても、環境共生や地産地消、ロハスの考えを、住宅にも浸透させることができた。

関連部局・連携のポイント

【担当部局】

担当部局	県土整備部 建築住宅課
関連部局	農林水産部 流通課 環境生活部 資源エネルギー課

【連携のポイント】

申請手続きを簡略にするため、受付窓口及び審査業務を各振興局建築指導課に統一。予算上は3つの事業となるが、各課が連携し、手続きを一本化することで、申請者の負担を軽減させるとともに、効率的な周知活動を行っている。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

県土整備部 建築住宅課

019-629-5934

【関連HP】

県HP

<http://www.pref.iwate.jp/~hp0608/>

新エネルギーの導入促進

神奈川県（人口 885万人）

概要

新エネルギー設備の導入を促進するため、新エネルギー導入等の実績があり、具体的・実践的なノウハウを持つNPO等に委託し、導入の適否、規模、費用等について情報提供や個別・具体的なアドバイス、コーディネート等を実施している。

背景

神奈川県では、平成9年3月に「神奈川県クリーンエネルギー活用基本方針」、平成15年3月に「かながわ新エネルギービジョン」を策定し、新エネルギーの導入促進に取り組んでおり、県民の新エネルギー導入への関心も低くはないが、ビジョンにおける目標を達成するほどには実際の導入が進んでいないのが現状である。

県が実施したアンケートにおいては、太陽光発電導入にあたっての障害として、費用が高額であることのほか、費用や効果などの情報が不足していることが挙げられており、このような状況を踏まえ、新エネルギー導入に関する情報の提供等を推進するため、平成15年度から「新エネルギーアドバイザー事業」を実施している。

新エネルギーアドバイザー事業

1. 概要

新エネルギー導入等の実績があり、具体的・実践的なノウハウを持つNPO等に委託し、客観的かつ公平な観点から、導入の決定に必要な情報の提供や導入手順等についての個別・具体的なアドバイス、コーディネート等を行っている。

【かながわ新エネルギービジョンで対象としている新エネルギーの種類】

タイプ	種類	エネルギー源	利用形態
自然エネルギー	太陽エネルギー	太陽光・太陽熱	発電・熱利用
	風力エネルギー	風	発電
	小水力エネルギー	河川・上水など	発電
	バイオマスエネルギー	間伐材・エネルギー作物など	発電・熱利用
	未利用エネルギー	河川温度差	熱利用
リサイクルエネルギー	廃棄物エネルギー	焼却ごみ	発電・熱利用
	バイオマスエネルギー	家畜排泄物、生ごみ、下水汚泥、木くずなど	発電・熱利用
	未利用エネルギー	工場排熱、下水等温度差	発電・熱利用
新利用形態エネルギー	クリーンエネルギー自動車	石油・天然ガス DME(ジメチルエーテル)など	動力利用(高効率化)
	天然ガス	天然ガスなど	発電・熱利用(高効率化)
	コージェネレーション	天然ガスなど	発電・熱利用(高効率化)
	燃料電池	石油・天然ガスなど	発電・熱利用(高効率化)

2. 委託先のNPO等の条件

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業に自主的に取り組む特定非営利活動法人、又は法人格を持たない団体であること。

新エネルギー導入に対するアドバイス・コーディネートや実際の導入等の実績があり、具体的・実践的なノウハウを有すること。

特定の事業者の製品や、特定の事業者の工事等を推奨することなく、客観的かつ公平な観点から情報提供及びアドバイス・コーディネートを行えること。等

3. 取組内容等

問い合わせに対して情報提供、アドバイス・コーディネートを行うだけでなく、セミナーの開催による情報提供や、イベントへの出展等による問い合わせ機会の確保も行っている。

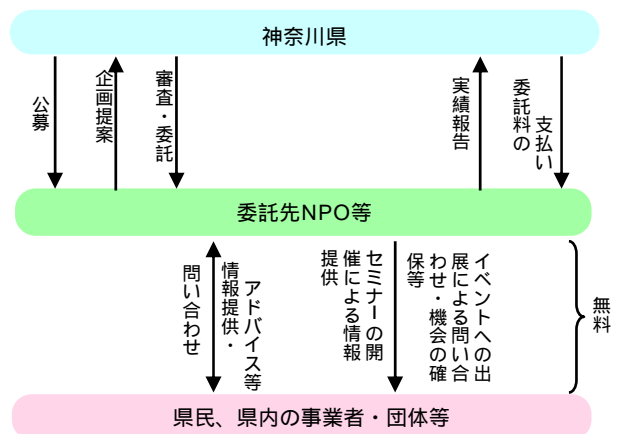
【アドバイス等の対象者】

県民及び県内の事業者・団体等
(企業、学校、自治体など)

【費用】

無料

【スキーム図】



実績・評価

【実績】

情報提供、アドバイス・コーディネート件数
(括弧内は設置完了の件数で内数)

- ・平成15年度：40件（1件）
- ・平成16年度：35件（3件）
- ・平成17年度：59件（5件）
- ・平成18年度：52件（6件）

【評価】

本事業は、神奈川県内に先駆性、専門性や行動力を持った多数のNPO等が存在していることが、事業成立の背景になっている。

今後は、委託先NPO等のアドバイス等が適切かどうか、事業の効果等の客観的な評価の実施が課題であり、事業の効果の把握については、事業利用者に満足度調査を行うなど効果検証の方法を検討している。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	環境農政部 環境計画課
関連部局	神奈川県内に活動拠点を有するNPO等(法人格の有無は問わない)

【連携のポイント】

委託先は、NPO等が持っている力を発揮し、効果的に実施できるように、条件に基づき実施方法等を提案する公募方式による選定としている。

また、業務の実施にあたっては、県と委託先で十分な意見交換を行うこととしているが、次の事項を遵守するように書面を取り交わしている。

個別案件の経過を含めた全体を把握している管理責任者を置く。

単なる情報提供で終わることなく、新エネルギー導入を促す個別・具体的なアドバイス・コーディネートを行う。

特定の事業者の製品や、特定の事業者の工事等を推奨することなく、問い合わせ等をしてきた方の希望を勘案し、客観的かつ公平な観点から効果的なものが導入できるような情報提供及びアドバイス・コーディネートを行う。

適切な情報提供及びアドバイス・コーディネートが実施できるように、新エネルギーに関する最新の情報収集などに努めるものとする。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

環境農政部 環境計画課

045-210-4076

【関連HP】

県HP(新エネルギーアドバイザー事業)

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/energy/advice/index.html>

概要

環境に配慮した建築物の普及を促進するため、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき、一定規模以上の建築物の新築等をする場合に、CASBEE川崎を活用した建築物環境計画書の提出を義務付け、それ以外の建築物については届け出を推奨し、その概要を市のHP等で公表している。

また、分譲共同住宅の用途の建築物について、販売を目的とした広告をしようとするときは、CASBEE川崎を活用した分譲共同住宅環境性能表示を広告中に表示することを求めるとともに、市に届け出ることを義務付けている。

背景

近年、地球温暖化の防止や廃棄物の発生抑制、再利用・再生利用等への積極的な取組が社会的な課題となる中で、我が国のエネルギー消費量の約4分の1を占めている住宅・建築物を含む民生部門における取組は地球温暖化等の環境問題への対応に重要な役割を担っている。

建築物の環境性能を総合的に評価し、その結果を公表することは、建築物の質の向上による居住性の向上や、環境負荷の低減効果等に関する情報を市民に提供し、環境性能に優れた建築物の普及に向けたインセンティブを与えることになり、環境に配慮した建築物が評価される市場の形成が期待され、地球温暖化防止対策等に貢献するものと考えられる。

このようなことから、サステナブル（持続可能な）建築物の普及を目指して、建築物の環境性能の評価と公表を社会に定着させるため、平成18年、川崎市建築物環境配慮制度を創設した。

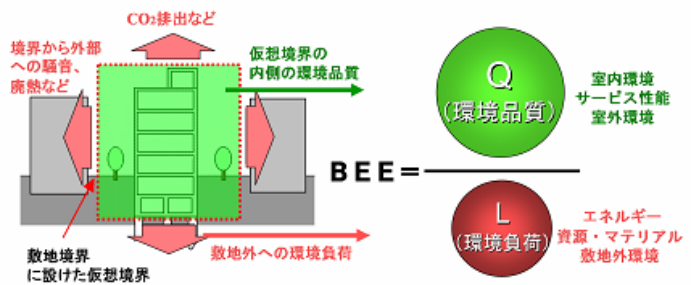
3. 届出の手續と届出内容の公表

特定建築物の新築、増築又は改築をしようとする者は、特定建築物環境計画書を作成し、建築確認申請又は計画通知をしようとする日の21日前までに市長に提出しなければならない。

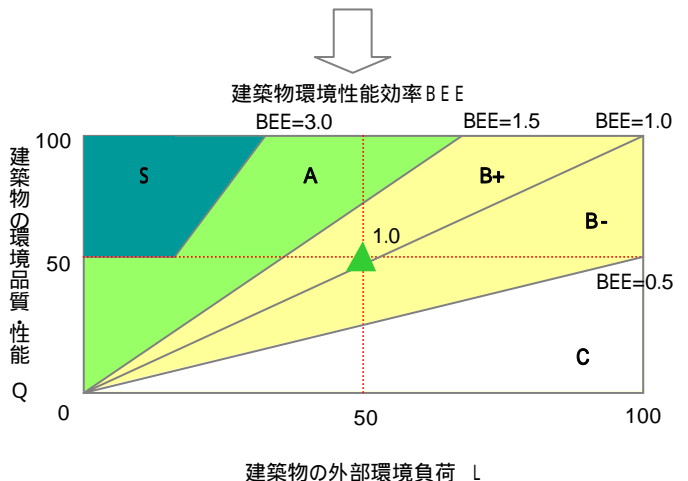
特定外建築物の新築等をしようとする者は、特定外建築物環境計画書を作成し、建築確認申請又は計画通知をしようとする日の21日前までに市長に提出することができる。

届出のあった特定（特定外）建築物環境計画書等の概要は、担当窓口及び川崎市のHPで公表する。

【CASBEEにおける環境効率（BEE）のイメージ】



より良い環境品質・性能(Q)の建築物を、より少ない外部環境負荷(L)で実現するための評価システム



川崎市建築物環境配慮制度

1. 概要

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成17年12月一部改正、平成18年10月施行）に基づき、建築物の新築等をする場合にCASBEE川崎を活用した建築物環境計画書の提出を求め、その概要を公表する。

2. 届出対象建築物

特定建築物【義務】

…床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が5,000m²を超える建築物（一戸建ての住宅・長屋を除く）

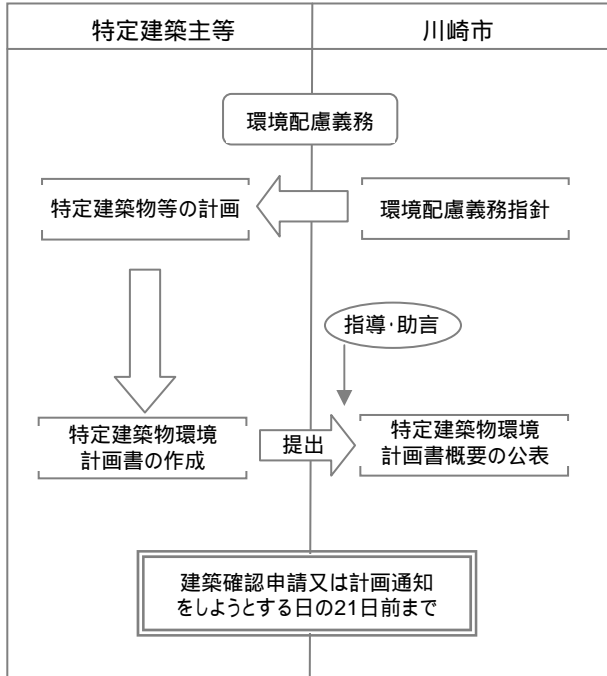
特定外建築物【推奨】

…床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が5,000m²以下の建築物（一戸建ての住宅・長屋を除く）

4. 活用制度

なし（川崎市条例において、特定建築物環境計画書の提出義務、概要の公表、建築物環境配慮指針の策定等を規定）

【手続きの流れ（概要）】



分譲共同住宅環境性能表示

1. 概要

分譲共同住宅の用途の建築物について、販売を目的とした広告をしようとするときは、CASBEE川崎を活用した分譲共同住宅環境性能表示を広告中に表示することを求めるとともに、その旨を市に届け出ることを義務付けている。

2. 対象建築物

特定建築物のうち、分譲共同住宅の用途の建築物
...広告への表示義務及び表示した場合の届出義務

特定外建築物のうち、分譲共同住宅の用途の建築物
...広告への表示推奨及び表示した場合の届出義務
（表示するには、事前に特定外建築物環境計画書の提出が必要）

3. 表示内容と表示の届出

CASBEE川崎による評価結果に基づいて、6つの項目によって示されるレーダーチャートと、星印（ ）の数によって示される総合評価結果により、標章（ラベル）に環境性能を表示する。

分譲共同住宅環境性能表示を広告に表示したときは、その日から起算して15日以内に、広告又はその写し等を添付して届け出なければならない。

【分譲共同住宅環境性能表示ラベル】



【星印（ ）の数による総合評価について】

- ★★★★★ ...CASBEE川崎による総合評価結果のランクC に相当
- ★★★★☆ ...CASBEE川崎による総合評価結果のランクB- に相当
- ★★★★☆ ...CASBEE川崎による総合評価結果のランクB+ に相当
- ★★★★☆ ...CASBEE川崎による総合評価結果のランクA に相当
- ★★★★★ ...CASBEE川崎による総合評価結果のランクS に相当

4. 活用制度

なし（川崎市条例において、広告への表示義務及び表示義務及び表示した場合の届出義務等を規定）

実績・評価

【実績（平成18年度）】

建築物環境配慮計画書の提出：38件
（共同住宅23件、その他15件）

【評価】

平成18年10月1日から本制度を実施している。制度施行後間もないことから、今後、事例実績を積んでさらなる検証を行っていく。

関連部局

担当部局 環境局 環境評価室

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

川崎市環境局環境評価室

044-200-2158

【関連HP】

市HP

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/casbee/casbee.htm>

太陽光発電等住宅設備促進事業

福井県（人口 82万人）

概要

環境に配慮した住宅設備の設置を促進するため、居住する住宅に太陽光発電等の設備を導入しようとする者に対し、市町と連携して、その設置にかかる費用の一部を助成している。

背景

地球温暖化防止に向けて、環境に配慮した設備の普及が求められている中、福井県では、福井元気宣言（マニフェスト）において、福井が持つ「良きもの、優れたもの」を活かすことにより、環境保全に取り組むこととしている。

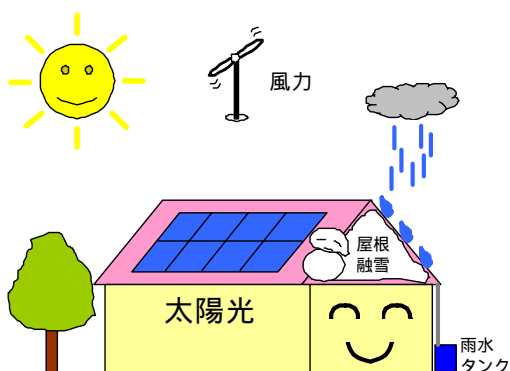
マニフェストでは、平成18年度までに太陽光発電の導入数を平成14年度末の5倍にするという目標を掲げ、県と市町が連携して環境に配慮した住宅設備の配置を促進した。

太陽光発電等住宅設備設置促進事業

1. 概要

居住する住宅に太陽光発電等の環境に配慮した設備を導入しようとする者に対し、市町と連携して、その設置にかかる費用の一部を助成している。

【環境に配慮した住宅設備の例】



2. 対象者

以下のいずれかの者で、年収1,200万円以下の者
自ら居住する戸建住宅に対象設備を設置する者
対象設備を設置した建売住宅を購入した者

3. 助成金額等

【対象となる設備及び助成金額】

設備の種類	補助率	限度額	県補助率
太陽光発電設備*1	設置費 × 2/9 *4	40万円	3/4以内
屋根融雪・ 雨水再利用設備*2			1/2以内
雨水再利用設備*2		20万円	
太陽熱温水設備			
風力発電設備 *3			

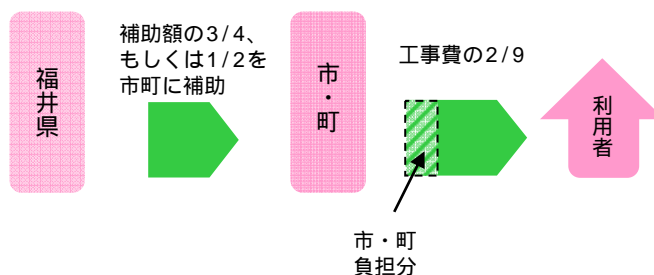
- *1 太陽光発電設備の出力は1kW以上であること
- *2 雨水再利用設備の雨水タンク容量は100以上であること
- *3 風力発電設備の定格出力は0.3kW以上であること
- *4 太陽光発電設備の場合は、出力(kW)×10万円と比べて低額な方

【その他の要件】

設備の販売・施工者は、県登録を受けている事業者であること（登録事業者の一覧表は、県市町の窓口で閲覧可）

この制度により設備を設置した場合には、設置後3年間(年1回)使用状況を報告すること

【スキーム図】



【利用例】

太陽光発電設備に係る工事費が180万円である場合

- ・利用者が受ける助成額：180×2/9 = 40万円
- ・うち、県の負担額：40×3/4 = 30万円

実績・評価

【実績】

(太陽光発電等住宅設備設置実績)

平成13年度：217件
平成14年度：265件
平成15年度：227件
平成16年度：265件
平成17年度：350件
平成18年度：294件

【評価】

太陽光発電の導入数を5倍にという目標達成は厳しいものの、平成18年度末までに、1,618戸の住宅に補助を行い、住宅での発電能力は6,539kwとなった。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	土木部 建築住宅課
関連部局	総合政策部 電源立地振興課 安全環境部 環境政策課

【連携のポイント】

平成13～14年は電源立地振興課が太陽光発電設備について補助を行っていたが、平成15～18年度は建築住宅課が住宅への太陽光発電設備設置と屋根融雪設備等その他の設備をメニューに加えて補助を実施し、環境政策課がPR等を行った。

問い合わせ先

【問い合わせ先】

土木部 建築住宅課
0776-20-0505

CASBEE大阪を活用した快適で環境に 配慮した住宅・建築物の供給促進

大阪市（人口264万人）

概要

快適で環境に配慮した住宅・建築物の普及を促進するため、大規模な住宅・建築物の建築主に対し、あらかじめ、市が定めた基準に基づき、建築物についての総合的な環境評価を行い、結果を記載した環境計画書の届け出を義務化するとともに、提出された計画書について、その概要を公表している。

また、建設費等の補助制度や容積率の緩和制度において、本制度による格付け（ラベリング）で一定の基準に達していることを申請要件とすることにより、快適で環境に配慮した住宅・建築物の建設を促進している。

背景

持続可能な社会の実現に向けて、大量の資源・エネルギーを消費している建築分野が果たす役割は極めて大きく、快適で環境に配慮した住宅・建築物の建設の促進を図っていくことは重要な課題である。

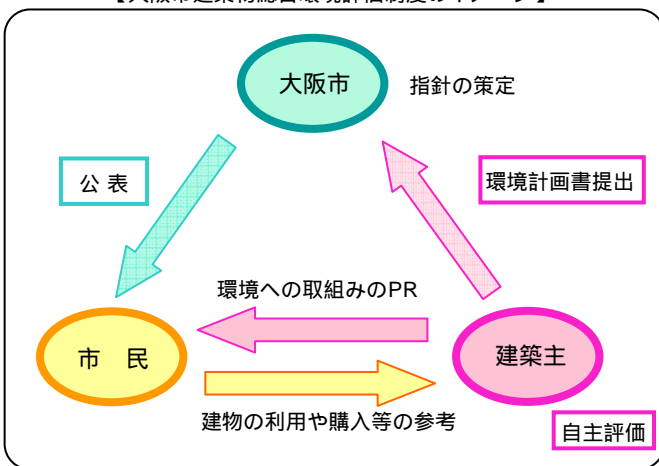
大阪市では、建築主が自主的に建築物についての総合的な環境評価を行い、快適で環境に配慮した住宅・建築物の誘導を図ることを目的として「大阪市建築物総合環境評価制度CASBEE大阪」を平成16年5月に創設した。

大阪市建築物総合環境評価制度

1. 概要

大規模な住宅・建築物の着工に際して、市が定めた具体的な基準に基づき、建築主が建築物の総合的な環境評価を行い、その結果を記載した環境計画書を市に届け出るとともに、提出された計画書の概要をホームページ等で公表。

【大阪市建築物総合環境評価制度のイメージ】



快適で環境にやさしい建築物の誘導

2. 届出対象建築物等

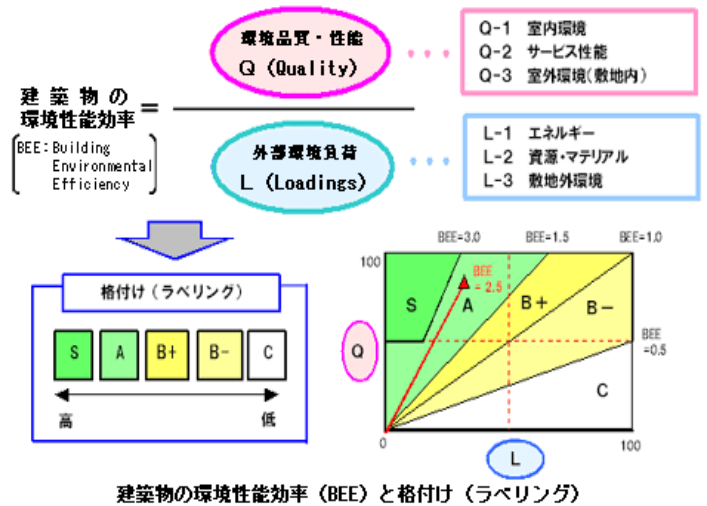
【対象建築物】

- ・容積率対象床面積が5,000㎡をこえるもの
- ・敷地面積が1,000㎡以上で容積の割増し等を行う総合設計制度等を適用するもの

【評価項目】

建築物の内部や敷地内における環境の品質・性能（Q:Quality）：室温・換気などの室内環境や機能性、建築物の耐震性、緑化などに関するもの

エネルギー消費をはじめとした建築物による外部への環境負荷（L:Loadings）に関するもの：省エネルギー・省資源やヒートアイランド対策、フロン対策などに関するもの



3. 届出の手續と届出内容の公表

対象建築物を新築又は増築をしようとする建築主は、工事着手の21日前までに、環境計画書を提出し、概要を公表する。工事完了から15日以内に完了届を提出し、内容を公表する。公表期間はおおむね5年間。

建築物総合環境評価制度の活用

1. 概要

建設費等の助成制度や容積率緩和等の制度において、CASBEE大阪による格付けで一定の基準に達していることを申請要件の一つとし、快適で環境に配慮した住宅・建築物の建設を促進している。

2. 優良環境住宅整備事業

優良な民間マンションの建設に際し、「子育て世帯への支援」及び「環境への配慮」のための施設整備に対して費用の一部を補助する「優良環境住宅整備事業」において、CASBEE大阪による評価を要件の一つとしている。

【優良環境住宅の補助要件】

CASBEE大阪による建築物の格付け（ラベリング）において、5段階中2段階（A）以上を満たす等、「建設ガイドライン」の要件を満たすこと。

【補助内容】

下記の整備に要する事業費の3分の2以内
（補助上限額：80万円/住戸1戸）

必須項目

敷地内緑化
建築物緑化（屋上）
児童遊園
キッズルーム
託児施設の設置
防犯カメラの設置 等

選択項目

建築物緑化(壁面)
保水性舗装
新エネルギー機器の設置
託児施設の設置 等

【建設ガイドラインより】

【その他】

申込み多数の場合は、CASBEE大阪による環境性能効率（BEE）が高い事業から順に採択予定地区を決定

3. 総合設計制度

敷地の規模が一定（敷地面積1000㎡）以上で、周辺に市民に公開できる空地を確保し、市街地の環境改善に資する住宅・建築物について、容積率や高さの制限を緩和する総合設計制度において、CASBEE大阪による評価を要件の一つとしている。

【要件】

CASBEE大阪による建築物の格付け（ラベリング）において5段階中3段階（B+）以上を満たすこと

4. 活用制度

地域住宅交付金（提案事業）
...大阪市優良環境住宅整備事業
総合設計制度

実績・評価

【実績】

CASBEE大阪：87件（平成18年度）

〔うち、大阪市優良環境住宅整備事業適用：1件〕
総合設計制度適用：22件

【評価】

建築主による自主的な建築物の環境評価により、快適で環境にやさしい建築物の誘導を図り、良好な都市環境の形成に寄与している。

また、建設費等の補助制度や総合設計制度との連携を図り、事業の相乗効果を生み出している。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	計画調整局 開発調整部 規制誘導担当
関連部局	都市整備局 企画部 まちづくり事業企画担当 計画調整局 建築指導部 建築企画担当

【連携のポイント】

企画部が所管する建設費等の補助制度や、建築指導部の容積率緩和等の制度を活用する場合において、開発調整部が実施するCASBEE大阪による格付けで一定の基準に達していることを申請要件の一つとし、環境にやさしくより良質な建築物の誘導と、子育て世帯の市内居住の促進の両立を図っている。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

計画調整局 開発調整部 規制誘導担当

06-6208-9303

【関連HP】

府HP

<http://www.city.osaka.jp/keikakuchousei/kenchikusido/sido/casbee10.html>